

7 新旧対照表

(1) 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議第46号関係）

現行	改正案
目次	目次
第1章（略）	第1章（略）
第2章（略）	第2章（略）
第3章（略）	第3章（略）
第1節～第4節（略） （新設）	第1節～第4節（略）
第5節（略）	<u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）</u>
第4章（略）	第5節（略）
第5章（略）	第4章（略）
第1節～第4節（略） （新設）	第5章（略）
第5節（略）	第1節～第4節（略）
第6章（略）	<u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）</u>
第1節～第4節（略） （新設）	第5節（略）
第5節（略）	第6章（略）
第7章（略）	第1節～第4節（略）
第8章（略）	<u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第110条の2—第110条の4）</u>
第1節～第4節（略） （新設）	第5節（略）
第5節（略）	第7章（略）
第9章（略）	第8章（略）
第1節～第4節（略） （新設）	第1節～第4節（略）
第5節（略）	<u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第131条の2—第131条の4）</u>
第10章（略）	第5節（略）
	第9章（略）
	第1節～第4節（略）
	<u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準（第142条の2—第142条の4）</u>
	第5節（略）
	第10章（略）

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 (第151条

—第155条)

第11章・第12章 (略)

(新設)

(新設)

第13章 (略)

第1節～第4節 (略)

(新設)

第5節 (略)

第1款～第4款 (略)

第14章 (略)

第15章 (略)

第16章 (略)

第1節～第3節 (略)

第4節 運営に関する基準 (第150条の

2—第155条)

第11章・第12章 (略)

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針 (第177条の2)

第2節 人員に関する基準 (第177条の

3・第177条の4)

第3節 設備に関する基準 (第177条の

5)

第4節 運営に関する基準 (第177条の

6—第177条の12)

第12章の3 自立生活援助

第1節 基本方針 (第177条の13)

第2節 人員に関する基準 (第177条の

14・第177条の15)

第3節 設備に関する基準 (第177条の

16)

第4節 運営に関する基準 (第177条の

17—第177条の20)

第13章 (略)

第1節～第4節 (略)

第4節の2 日中サービス支援型指定共同

生活援助の事業の基本方針並

びに人員, 設備及び運営に関

する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針 (第

194条の2・第194条の

3)

第2款 人員に関する基準 (第194条

の4・第194条の5)

第3款 設備に関する基準 (第194条

の6)

第4款 運営に関する基準 (第194条

の7—第194条の11)

第5節 (略)

第1款～第4款 (略)

第14章 (略)

第15章 (略)

第16章 (略)

付則	付則
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号_____並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当障害福祉サービスに関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、<u>第41条の2第2項</u>並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当障害福祉サービスに関する基準を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第21項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(14) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支給決定障害者等 <u>法第5条第23項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。</p> <p>(4)～(14) (略)</p>
<p>(新設)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)多機能型</u> 第79条に規定する指定生活介護の事業、第124条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第145条に規定する指定就労移行支援の事業、第156条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第169条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達</p>	<p><u>(15)共生型障害福祉サービス</u> <u>法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</u></p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)多機能型</u> 第79条に規定する指定生活介護の事業、第124条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第145条に規定する指定就労移行支援の事業、第156条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第169条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達</p>

<p>支援の事業，指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業</p> <p>及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>支援の事業，指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業，指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>2 （略）</p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p><u>（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p> <p><u>第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業員の員数が，当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>（2）共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため，指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(準用)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。</p>
<p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び前節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第</p>	<p>(運営に関する基準)</p> <p>第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第</p>

<p>27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで、<u>前節</u>（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで、<u>第4節</u>（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）及び第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第1項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、第48条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(職場への定着のための支援の実施)</u></p> <p><u>第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p>

(新設)

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第206条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第206条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

(新設)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準

第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支

(新設)

援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準

第44条第1項に規定する登録者をいう。
以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第131条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第142条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第131条の3及び第142条の3において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護

(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第131条の3及び第142条の3において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービス

う。) 第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (以下「指定通所介護事業者等」という。) であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) (略)
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護

_____であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等_____を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等_____の食堂及び機能訓練室_____の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3)・(4) (略)
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第132条の2及び第143条の2において同じ。) _____が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等

(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。

_____)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所(基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。)とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下_____)同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第132条の2及び第143条の2において同じ。)

_____)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、111条、第132条の2及び第143条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第132条の2及び第143条の2において同じ。)

_____)を基準該当生活介護事業所(基準該当生活介護の事業を行う事業所をいう。)とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第132条の2及び第143条の2において同じ。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録

関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第61号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第132条の2及び第143条の2において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録

定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)

_____は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)・(5) (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 第135条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第179条第1項に規定する指定共同生活援助事業者_____

_____又は第197条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲

定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第132条の2及び第143条の2において同じ。)

は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4)・(5) (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 第135条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第179条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第194条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第197第1項に規定

する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲

げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第178条に規定する指定共同生活援助

又は第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第179条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）

又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第197条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。））の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ （略）

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下

げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第134条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第178条に規定する指定共同生活援助、第194条

の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第179条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第194条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）又は外部サー

ビス利用型指定共同生活援助事業所（第197条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。））の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ （略）

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下

この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等_____

_____である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(_____

_____を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等_____

_____の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、第125条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第135条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第146条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第157条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第169条に規定する指定就労継続支

この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第

194条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に依り、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(第194条の2に規定

する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。)

の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、第125条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第135条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第146条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第157条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所(第169条に規定する指定就労継続支

援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第179条第1項に規定する指定共同生活援助事業所、第197条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
ア 指定生活介護、第124条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第134条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第156条に規定する指定就労継続支援A型、第169条に規定する指定就労継続支援B型、第178条に規定する指定共同生活援助

、第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

(2) (略)

(新設)

(新設)

援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業所等」という。))において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 指定生活介護、第124条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第134条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第156条に規定する指定就労継続支援A型、第169条に規定する指定就労継続支援B型、第178条に規定する指定共同生活援助、第194条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ (略)

(2) (略)

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」とい

う。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防居宅サービス等基準第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第120条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切な

(新設)

サービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

(新設)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、

第24条, 第29条, 第30条, 第37条から第43条まで, 第52条, 第62条, 第68条, 第70条から第72条まで, 第75条, 第76条, 第89条, 第92条から第94条まで, 第99条及び前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は, 共生型短期入所の事業について準用する。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は, 次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって, 第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス, 第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は, 次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって, 第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス, 第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条において準用する指定通所支援基準条例第53条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3) ・(4) (略)</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>(3) ・(4) (略)</p>
<p>(従業者の員数)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、<u>専任かつ</u>常勤でなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第114条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、<u> </u>常勤でなければならない。</p>
<p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>サービス利用計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の</p>	<p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する<u>重度障害者等包括支援計画</u>に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の</p>

<p>提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>	<p>提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p>
<p>2・3 (略) (サービス利用計画 の作成)</p>	<p>2・3 (略) (<u>重度障害者等包括支援計画</u>の作成)</p>
<p>第121条 サービス提供責任者(第114条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援サービス利用計画</u>(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。</p>	<p>第121条 サービス提供責任者(第114条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した<u>重度障害者等包括支援計画</u> _____ を作成しなければならない。</p>
<p>2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>3 サービス提供責任者は、サービス利用計画 _____ を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画 _____ を交付しなければならない。</p>	<p>2 サービス提供責任者は、<u>重度障害者等包括支援計画</u>を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>を交付しなければならない。</p>
<p>4 サービス提供責任者は、サービス利用計画 _____ 作成後においても、当該サービス利用計画 _____ の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画 _____ の変更を行うものとする。</p>	<p>3 サービス提供責任者は、<u>重度障害者等包括支援計画</u>作成後においても、当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該<u>重度障害者等包括支援計画</u>の変更を行うものとする。</p>
<p>5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画 _____ の変更について準用する。</p>	<p>4 第1項及び第2項 _____ の規定は、前項に規定する<u>重度障害者等包括支援計画</u>の変更について準用する。</p>
<p>第124条 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立し</p>	<p>第124条 自立訓練(機能訓練)(規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立し</p>

た日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第1号に規定する者に対して、規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切に、かつ、効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第88条から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第131条」と、

た日常生活又は社会生活を営むことができるよう

_____, 規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切に、かつ、効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第131条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで及び第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第131条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第131条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第131条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第131条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第131条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第131条」と、

第91条中「第94条」とあるのは「第131条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第91条中「第94条」とあるのは「第131条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第131条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第131条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第131条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者等)にあつては、

18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	登録定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第131条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第124条及び前節(第131条を除く。)の規定

(新設)

	<p>は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</p>
<p>第132条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小</p>	<p>第132条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等</p> <p>_____が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等</p> <p>_____のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小</p>

規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第

規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，登録定員に応じて，次の表に定める利用定員，サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては，12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が，当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス，第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第143条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第

71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

第134条 自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切に、かつ、効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第142条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第88条から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第

71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

第134条 自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、_____、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切に、かつ、効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第142条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第87条の2から第94条まで、第129条及び第130条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第142条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第139条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第139条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第142条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第

<p>61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第142条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>61条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第142条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第142条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第4節の2 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第142条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業者等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第142条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の</u></p>

登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第142条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第

（新設）

	<p><u>87条の2から第94条まで、第129条、第130条、第134条及び前節（第142条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</u></p>
<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第143条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準<u>第54条の8</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準<u>第71条の4</u>において準用する指定通所支援基準<u>第54条の8</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小</p>	<p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第143条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等</u>のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準<u>第54条の12</u>の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準<u>第71条の6</u>において準用する指定通所支援基準<u>第54条の12</u>の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小</p>

規模多機能型居宅介護事業所にあつては、
18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練

規模多機能型居宅介護事業所にあつては、
18人)以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) (略)

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第132条の2の規定により基準該当自立訓練

(機能訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

(新設)

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第

(機能訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) (略)

(通勤のための訓練の実施)

第150条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(準用)

第155条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第128条、第129条及び第140条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第155条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する第128条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第155条において準用する第128条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第155条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第

155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第155条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第155条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

(新設)
(新設)
(新設)

155条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第155条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第155条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第155条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第155条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第155条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第155条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第155条において準用する前条」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

第12章の2 就労定着支援

第1節 基本方針

第177条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(新設)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

(新設)

第177条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け，かつ，指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては，当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて，次に掲げる員数を，サービス管理責任者として置くこととする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 (1)に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は，専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち，一人以上は，常勤でなければならない。

(新設)	<p align="center"><u>(準用)</u></p> <p>第177条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。</p>
(新設)	<p align="center">第3節 設備に関する基準</p> <p align="center"><u>(設備及び備品等)</u></p>
(新設)	<p>第177条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>
(新設)	<p align="center">第4節 運営に関する基準</p> <p align="center"><u>(サービス管理責任者の責務)</u></p>
(新設)	<p>第177条の6 サービス管理責任者は、第177条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
(新設)	<p align="center"><u>(実施主体)</u></p> <p>第177条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</p>
(新設)	<p align="center"><u>(職場への定着のための支援の実施)</u></p> <p>第177条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇</p>

用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談，指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は，利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては，1月に1回以上，当該利用者との対面により行うとともに，1月に1回以上，当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

(新設)

第177条の9 指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて，当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し，指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し，他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

(新設)

第177条の10 指定就労定着支援事業者は，指定就労定着支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種，員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

(新設)

第177条の11 指定就労定着支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸

記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

(新設)

第177条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第177条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第177条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(新設)

第12章の3 自立生活援助

(新設)

第1節 基本方針

(新設)

第177条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」

という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

(新設)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

(新設)

第177条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

(新設)	<p align="center"><u>(準用)</u></p> <p>第177条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。</p>
(新設)	<p align="center">第3節 設備に関する基準</p> <p align="center"><u>(準用)</u></p>
(新設)	<p>第177条の16 第177条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。</p>
(新設)	<p align="center">第4節 運営に関する基準</p> <p align="center"><u>(実施主体)</u></p>
(新設)	<p>第177条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。</p>
(新設)	<p align="center"><u>(定期的な訪問による支援)</u></p> <p>第177条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p>
(新設)	<p align="center"><u>(随時の通報による支援等)</u></p> <p>第177条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。</p> <p>2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。</p> <p>3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第177条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第177条の6、第177条の10及び第177条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第177条の20において準用する第177条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第177条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(介護及び家事等)</p> <p>第187条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、<u> </u>利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等<u> </u>を受けさせてはならない。</p>	<p>(介護及び家事等)</p> <p>第187条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、<u>当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)</u>を受けさせてはならない。</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第4節の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</u></p> <p><u>第1款 この節の趣旨及び基本方針(この節の趣旨)</u></p> <p><u>第194条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業</u></p>

所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

（新設）

第194条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（新設）

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

（新設）

第194条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分
4に該当する利用者の数を6で除した数
ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分
5に該当する利用者の数を4で除した数
エ 区分省令第1条第7号に規定する区分
6に該当する利用者の数を2.5で除した
数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援
型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又は
イに掲げる利用者の数の区分に応じ、それ
ぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者
の数が30を超えて30又はその端数を
増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共
同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ご
とに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上
の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に
勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は
生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値と
する。ただし、新規に指定を受ける場合は、
推定数による。

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス
支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日
中サービス支援型指定共同生活援助事業所の
職務に従事する者でなければならない。ただ
し、利用者の支援に支障がない場合は、この
限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス
支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一
人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

（新設）

第194条の5 第180条の規定は、日中サ
ービス支援型指定共同生活援助の事業につい
て準用する。

（新設）

第3款 設備に関する基準

（設備）

（新設）

第194条の6 日中サービス支援型指定共同

生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1の建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1の建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 1の居室の定員は、一人とすること。た

	<p>だし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>(2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>
(新設)	<p>第4款 運営に関する基準</p> <p>(実施主体)</p>
(新設)	<p>第194条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。</p> <p>(介護及び家事等)</p>
(新設)	<p>第194条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。</p> <p>2 調理，洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。</p> <p>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。</p> <p>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p>
(新設)	<p>第194条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行</p>

う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

(新設)

第194条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

(新設)

第194条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第140条、第182条から第186条まで及び第189条から第193条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の11において準用する第189条」

と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第184条第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条の11において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第194条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第194条の11において準用する第193条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第140条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第195条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

第4款 運営に関する規準

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。），指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う

(この節の趣旨)

第195条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第205条において読み替えて準用する第60条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成，相談その他の日常生活上の援助（第197条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴，排せつ，食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準については，この節に定めるところによる。

第4款 運営に関する基準

(従業者の員数等に関する特例)

第206条 多機能型による指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所_____，指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第56条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所_____（以下「多機能型事業所」と総称する。）は，一体的に事業を行う

<p>多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第125条第6項及び第7項、第135条第6項、第146条第4項及び第5項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第125条第6項及び第7項、第135条第6項、第146条第4項及び第5項並びに第157条第4項（第170条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>(地域移行支援型ホームの特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第181条第2項から第7項まで_____の規定を適用する場合には、第181条第2項中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p>	<p>(地域移行支援型ホームの特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第181条第2項から第7項まで<u>(第199条において準用する場合を含む。)</u>の規定を適用する場合には、第181条第2項中「4人以上」とあるのは「4人以上30人以下」とする。</p>
<p>(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)</p> <p>第7条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第194条_____において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第5条に定める期間内に付則第6条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</p>	<p>(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)</p> <p>第7条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第194条<u>又は第205条</u>において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から付則第5条に定める期間内に付則第6条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</p>
<p>(居宅介護等の利用に関する特例)</p> <p>第9条 第187条第3項_____の規定は、指定共同生活援助事業所_____の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護</p>	<p>(居宅介護等の利用に関する特例)</p> <p>第9条 第187条第3項<u>及び第194条の8第4項</u>の規定は、指定共同生活援助事業所<u>又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護</p>

<p>又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4,同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所_____の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>	<p>又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4,同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p>
<p>2 第187条第3項_____の規定は、指定共同生活援助事業所_____の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4,同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所_____の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成30年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2 第187条第3項及び第194条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4,同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(2) 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議第47号関係）

現行	改正案
<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業，自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 多機能型 生活介護の事業，自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以</p>

<p>下同じ。)の事業，自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業，就労移行支援の事業，就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業，医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業，放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業</p>	<p>下同じ。)の事業，自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業，就労移行支援の事業，就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業，医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業，放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業，<u>居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業</u>及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>
<p>2 (略)</p> <p>及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>	<p>2 (略)</p> <p>及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(職場への定着のための支援の実施)</p> <p><u>第44条の2 生活介護事業者は，障害者の職場への定着を促進するため，当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，当該障害者が就職した日から6月以上，職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u></p>
<p>(基本方針)</p> <p>第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，<u>規則第6条の7第1号に規定する者に対して</u>，規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり，身体機能又は生活能力の維持，向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切に，かつ，効果的に行うもの</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう _____，規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり，身体機能又は生活能力の維持，向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切に，かつ，効果的に行うもの</p>

<p>でなければならない。</p>	<p>でなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第55条 第8条, 第9条, 第13から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条から第38条まで, 第40条, 第41条及び第45条</p> <p>から第49条までの規定は, 自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と, 第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第55条 第8条, 第9条, 第13から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条から第38条まで, 第40条, 第41条及び第44条の2</p> <p>から第49条までの規定は, 自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と, 同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と, 第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第56条 自立訓練(生活訓練)の事業は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, <u>規則第6条の7第2号に規定する者に対して</u>, 規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり, 生活能力の維持, 向上等のために必要な支援, 訓練その他の便宜を適切に, かつ, 効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第56条 自立訓練(生活訓練)の事業は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう _____, 規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり, 生活能力の維持, 向上等のために必要な支援, 訓練その他の便宜を適切に, かつ, 効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条から第36条まで, 第40条, 第41条, <u>第45条</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第60条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条まで, 第34条から第36条まで, 第40条, 第41条, <u>第44条の2</u></p>

から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(新設)

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(準用)

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行

支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(3) 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（議第48号関係）

現行	改正案
<p><u>（従業者の員数に関する特例）</u> 第6条 <u>指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。第10条において「指定入所施設基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことがで</u></p>	<p>第6条 <u>削除</u></p>

きる。	
(設備に関する特例)	
第10条 指定障害者支援施設が、福祉型障害	第10条 削除
児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指	
定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指	
定入所支援とを同一の施設において一体的に	
提供している場合については、指定入所施設	
基準第5条に規定する設備に関する基準を満	
たすことをもって、前条の基準を満たしてい	
るものとみなすことができる。	

(4) 呉市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議第49号関係）

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（法第5条第26項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホーム（法第5条第28項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(5) 呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（議第50号関係）

現行	改正案
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センター（法第5条第27項に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(6) 呉市蒲刈障害者活動支援センター条例の一部を改正する条例（議第51号関係）

現行	改正案
(事業)	(事業)

第2条 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

(2) 法第5条第25項に規定する厚生労働省
令で定める便宜を供与する事業

(3) (略)

第2条 (略)

(1) (略)

ア～ウ (略)

(2) 法第5条第27項に規定する厚生労働省
令で定める便宜を供与する事業

(3) (略)